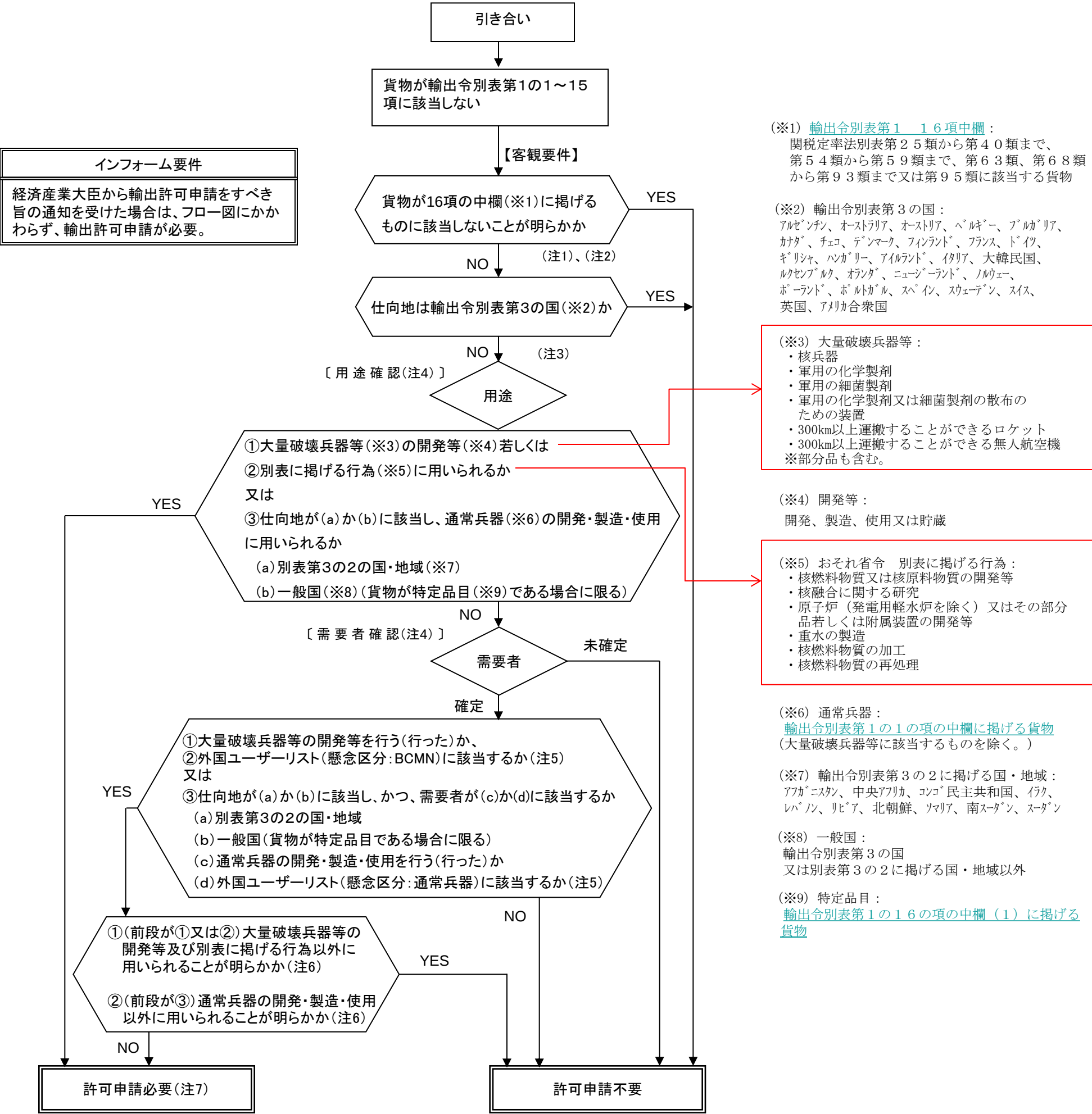


補完的輸出規制(キャッチオール規制等)輸出許可申請に係る手続きフロー図

注: 令和7年10月9日より施行される内容



- (注1) [大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例](#)を輸出する場合は、輸出者においては特に慎重な確認が必要です。
- (注2) 輸出令別表第3の2の国・地域を仕向地等とする場合であって、[通常兵器の開発・製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例](#)（輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物を除く。）を輸出する場合は、輸出者においては特に慎重な確認が必要です。
- (注3) 輸出者による確認のポイントは、①用途確認（エンドユース）②需要者確認（エンドユーザー）の2点です。
- (注4) 契約書や輸出者が入手した文書等での記載又は輸入者等から連絡を受けた場合等から判断する。
- (注5) 需要者が[外国ユーザーリスト](#)に記載されていないか確認してください。
- (注6) 需要者が需要者要件に該当する場合は、[「おそれがない」ことが「明らか」ときの判断のためのガイドライン](#)を確認の上、用途及び取引の条件・態様から判断する。
- (注7) 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物であって、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアを仕向地とし、軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらのものから委託を受けた者が需要者である場合、特別一般包括許可を適用できる。ただし、需要者が外国ユーザーリストに掲載されている者又は[輸出令第4条第1項第3号イ、ロ、ニ](#)に該当するものを除く。

※ 上記フローは輸出貿易管理令別表第1の16の項に係るものであり、同表1～15の項の許可に係る手続又は輸出貿易管理令別表第2の承認に係る手続は対象外。

上記フローは、一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである。